

◎商工委員会

回数	年月日 (曜日)	議 事 内 容
1	平成5年10月21日 (木)	産業貿易及び経済計画等に関する調査を行うことを決定した。 通商産業行政の基本施策に関する件について熊谷通商産業大臣から所信を聴いた。 経済計画等の基本施策に関する件について久保田経済企画庁長官から所信を聴いた。
2	平成5年10月28日 (木)	景気の現状と対策に関する件、ガット・ウルグアイ・ラウンドへの対応に関する件、製造物責任制度導入問題に関する件、地球環境問題に関する件、分散型電源の買電促進に関する件、円高差益還元策に関する件、緊急経済対策及び新社会資本整備に関する件等について熊谷通商産業大臣、久保田経済企画庁長官、小粥公正取引委員会委員長、政府委員、科学技術庁及び外務省当局に対し質疑を行った。
3	平成5年11月4日 (木)	特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法案(閣法第九号)(衆議院送付)について熊谷通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。
4	平成5年11月9日 (火)	特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法案(閣法第九号)(衆議院送付)について久保田経済企画庁長官、熊谷通商産業大臣、政府委員及び労働省当局に対し質疑を行った後、可決した。 なお、附帯決議を行った。 閣法第九号

		<p>賛成会派 自、社、公、新連、民、共 反対会派 なし</p> <p>欠席会派 なし</p>
5	<p>平成5年12月7日 (火)</p>	<p>参考人の出席を求めることを決定した。</p> <p>中小企業の経営に関する件について参考人主席経営指導員荒木明君、主席経営指導員小泉利明君、有限会社石三織布代表取締役石川三三君、株式会社日章製作所代表取締役高田料成君及び相模通信工業株式会社代表取締役社長半田洋之君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。</p>
	<p>平成5年12月15日 (水)</p>	<p>都合により取りやめとなった。</p>
6	<p>平成6年1月27日 (木)</p>	<p>請願第二六三号外五件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第一〇号外八四件を審査した。</p>

○内閣提出法律案（一件）

9	号番		
特定中小企業者の新分野 進出等による経済の構造 的变化への適応の円滑化 に関する臨時措置法案	件名		
衆	院議先		
一五 Q二五	月提 日出		
一五、 Q二五 予	付託 委員会	参 議 院	衆 議 院
可 決 一五、 九	議決 委員会		
可 決 一五、 二二	議決 本会議		
一五 Q二五	付託 委員会	衆 議 院	衆 議 院
可 決 一五 Q二五	議決 委員会		
可 決 一五、 二	議決 本会議		
	備考		

特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への
適応の円滑化に関する臨時措置法案（閣法第九号）

要旨

本法律案は、近年における海外地域の工業化の進展等による競争条件の変化、情報化や技術の高度化に伴う投資の一巡、技術革新による生産工程等の変化その他の我が国を巡る経済の多様かつ構造的な変化が中小企業に及ぼしている影響にかんがみ、これらの変化に適応するため中小企業者が行う新たな事業の分野への進出及び海外の地域における事業の開始等について、これらを円滑にするための中小企業信用保険法の特例措置等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

この法律により支援対象となる「特定中小企業者」を、「近年における経済の多様かつ構造的な変化による影響を受けている工業等の業種（特定業種）に属する事業を行う中小企業者のうち、その事業がこれらの変化による影響を受け、又は受けなおそれがあるものであって、一定の要件に該当するもの並びにこれらの者がその構成員の相当程度を占める組合等」と定義する。

二、新分野進出等の計画の承認

特定中小企業者は、新分野進出又は海外における事業の開始若しくは拡大に関する計画を作成し、都道府県知事の承認を受けなければならない。

三、支援措置

新分野進出等計画の承認を受けた特定中小企業者は、中小企業近代化資金等助成法の特例、中小企業信用保険法の特例等による支援措置を受けることができる。

四、特定業種に属する事業の開始

特定業種に属する事業を営んでいない中小企業者等の特定業種に属する事業の開始に関する計画についても承認を受けて、支援措置を受けることができる。

五、雇用の安定等の努力等

特定中小企業者は、新分野進出等を行うに当たっては、その雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

また、特定中小企業者が事業活動の縮小を余儀なくされた場合には、国は、雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めるとともに、国及び都道府県は、職業訓練の実施等職業及び生活の安定に資するため必要な措置を講ずるよう努める。

六、法律の失効

この法律は、施行の日から七年を経過した日に失効する。

委員長報告

ただいま議題となりました特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法案は、近年における海外地域の工業化の進展等による競争条件の変化、情報化や技術の高度化に伴う投資の一巡、技術革新による生産工程等の変化、その他の我が国をめぐる経済の多様かつ構造的な変化が中小企業に及ぼしている影響にかんがみ、これらの変化に適応するため中小企業者が行う新たな分野への進出及び海外の地域における事業の開始等について、これらを円滑にするための中小企業近代化資金等助成法の特例、中小企業信用保険法の特例等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、特定中小企業者に関する要件、新分野進出及び海外進出に伴う影響、十分な情報提供の必要性、中小企業経営安定対策等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法案に対し七項目の附帯決議を行いました。
以上、御報告申し上げます。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 特定業種の指定については、社会・経済事情の変化に的確に対応しつつ、適切かつ迅速に行うこと。
- 二 新分野進出又は事業開始に係る法の運用に当たっては、既に当該分野で事業を行っている中小企業者との競争を不必要に激化させ、これら中小企業者に困難を強いることのないよう留意すること。
- 三 海外における事業の開始又は拡大に係る法の運用に当たっては、国内の関連事業者が悪影響を及ぼすことがないよう留意するとともに、関連事業者の事業の振興についても配慮すること。
- 四 新分野進出等計画の承認に当たっては、「新たな事業の分野への進出」を幅広く取り上げる等中小企業者の努力を積極的に支援するよう配慮すること。
- 五 中小企業者の新分野進出等に関する便宜に資するため、新分野進出等に関する情報の積極的な提供に努めること。
- 六 新分野進出等に当たっては、雇用の安定に配慮するよう指導を行うとともに、雇用安定施策の積極的活用を図ること。

七 中小企業の置かれている厳しい経営環境にかんがみ、中小企業の経営基盤安定のための施策の一層の充実・強化に努めること。
右決議する。